

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「企画情報室に」の右に「担当部長、」を加え、同条に次の1項を加える。

7 担当部長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第5項中「規定する」の右に「担当部長、」を加える。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、副室長がその職務を代理する。

第6条中「産業観光局長は」の右に「、担当部長」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)